

就学援助「入学準備費」の入学前支給のお知らせ

福山市教育委員会（学事課）

福山市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に、就学に必要な費用の援助を行っています。小学校・義務教育学校へ入学予定の児童の保護者で、就学援助「入学準備費」の支給を希望される方に対し、入学前に支給を行います。

希望される方は、次の説明をよく読んで申請してください。（生活保護を受給している方は、生活保護費から入学準備金が支給されるため、申請は必要ありません。）

1 入学準備費の入学前支給を受けることができる方

2027 年（令和 9 年）4 月に小学校・義務教育学校へ入学予定の方で、2027 年（令和 9 年）2 月 1 日時点で福山市に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- ①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた場合
- ②児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（18 歳未満の児童がいるひとり親家庭などに支給される手当）の支給を受けている場合
- ③次のいずれかの徴収猶予・減免等を受けている場合
市町村民税の減免、個人の事業税又は固定資産税の減免、世帯全員が国民年金保険料の半額以上の免除、国民健康保険税の減免又は徴収猶予、生活福祉資金の貸付
- ④自然災害等の理由により経済的に困っている場合（事実が確認できる書類の写しを添付）
- ⑤世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下である場合（住民税非課税世帯を含む）

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
所得基準	191 万円	236 万円	279 万円	319 万円	355 万円	403 万円	445 万円

- ・世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。
- ・所得額とは、給与所得者の場合は令和 7 年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。
- ・添付書類に不備がある場合は、申請理由を変えて審査することがあります。

2 申請期間・申請方法

(1) 申請期間

2026 年（令和 8 年）11 月 24 日（火）から 12 月 23 日（水）まで

(2) 申請方法（次のア～ウのいずれかの方法で申請してください）

ア 電子申請

福山市電子申請システムから申請

イ 郵送による申請

2027 年度（令和 9 年度）入学準備費申請書及び必要な添付書類を教育委員会学事課に郵送（当日消印有効）

申請書配付場所：学事課、松永・北部・東部・神辺支所の各市民サービス課、
沼隈・新市支所、各小学校（学事課ホームページからも印刷できます）

ウ 窓口での申請

申請書及び必要な添付書類を学事課の窓口（福山市役所 13 階）に提出
窓口受付は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。

※支所や学校では受付できません。

3 支給金額・支給時期等

(1) 支給金額：64,300 円

(2) 支給時期：2027 年（令和 9 年）2 月 19 日（金）（予定）

(3) 支給方法：保護者の指定口座に振り込み（申請書に通帳等の写しの添付が必要です）

裏面へ続く

4 その他

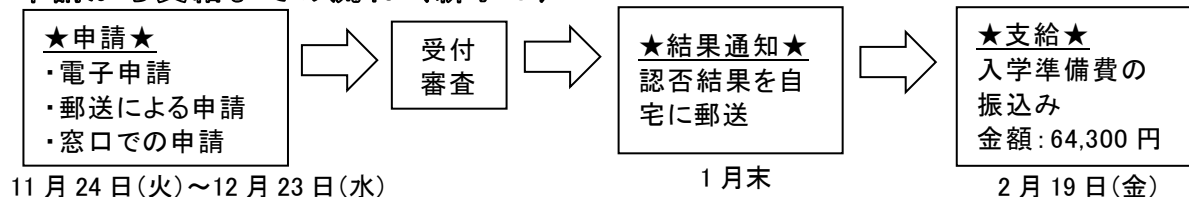
(1) 添付書類について

申請理由	添付書類
①	不要。2026 年度に決定を受けた方に限る。
②	「児童扶養手当証書」の写し【有効期限内のものに限る】
③	「承認通知書」又は「決定通知書」等の事実の証明となる書類の写し 2026 年度に発行されたものに限る。 『市町村民税の減免』は地方税法第 323 条に基づく場合、『個人の事業税の減免』は地方税法第 72 条の 62 に基づく場合、『固定資産税の減免』は地方税法第 367 条に基づく場合が対象です。（いずれも天災などによるもの） 『国民年金保険料の半額以上の免除』は国民年金法第 89 条及び 90 条に基づく場合が対象で、20 歳以上の世帯全員の「承認通知書」が必要です。年金保険料の支払義務がない方（60 歳以上の方等）が世帯員にいる場合は、該当になりません。 『国民健康保険税』については、国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている場合が対象で、「減免決定通知書」又は「徴収猶予許可決定通知書」が必要です。軽減制度は該当になりません。 ※国民健康保険税のお知らせ（保険税更生等）は対象外です。 『生活福祉資金の貸付』については、2026 年度（令和 8 年度）に貸付けの決定を受けた場合が対象です。
④	「り災証明書」等の事実が確認できる書類の写し
⑤	(1) 2026 年（令和 8 年）1 月 1 日に福山市へ住民登録がある場合 ⇒添付書類不要。ただし、確定申告または市・県民税の申告をされていない場合は認定審査ができませんので、必ず申告をしてください。（給与所得のみで年末調整されている方を除く。）<u>所得がない場合も申告が必要です</u>
	(2) 2026 年（令和 8 年）1 月 2 日以降に福山市へ転入した場合 ⇒前住所地の市区町村長発行の、令和 8 年度（令和 7 年分）「非課税証明書」又は「所得・課税証明書」（高校生以下を除く世帯全員分）

(2) 留意事項

- 申請後に申請内容に変更が生じた場合は、教育委員会学事課に連絡してください。支給の要件を満たしていないにもかかわらず受給した場合、入学準備費は返還していただきます。
- 入学後の就学援助（学校給食費・学用品費等の援助）が必要な方は、2027 年度（令和 9 年度）就学援助の申請が別途必要です。入学説明会等で案内を配付しますので、希望される方は入学する小学校・義務教育学校に申請してください。入学準備費の入学前支給が不認定であっても、認定年度が異なるため、入学後の就学援助は認定となる場合があります。
- 入学準備費の入学前支給を受給しなかった方で、入学後の 2027 年度（令和 9 年度）就学援助を申請し、認定となった方（4 月末までに申請し認定された方に限る。）に対しては、入学後の 7 月以降に入学準備費の支給を行います。
- 入学準備費の支給等の状況について、入学した小学校・義務教育学校に通知します。入学準備費の受給後に市外へ転出された場合は、福山市において入学前支給済である旨を転出先の自治体等に通知します。

申請から支給までの流れ（新小 1）



（問い合わせ・郵送先）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市教育委員会学事課（福山市役所13階）

☎084-928-1169（受付時間8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く）